

介護サービス情報の公表システム等について

1. 介護サービス情報の公表システムについて

「介護サービス情報の公表」制度とは

利用者自身が介護サービス事業所を比較検討しながら適切に選択できるよう、情報提供のしくみとして導入された制度です。介護保険法により、原則として全ての介護サービス事業所・施設には、サービス内容や運営状況など利用者の選択に資する情報を公開することが義務付けられています。

○事業所にとってのメリット

- ① 公表を前提として、毎年継続的に自らのサービス提供の状況を利用者の視点でチェックすることができます。
- ② 公表されている情報と、実際のサービス提供が常に比較されますから、「利用者の視点」が、より強く意識されることとなります。
- ③ 公表されている情報について、経営者、管理者、介護従事者はもとより、利用者や家族、及び外部の関係者とも情報を共有することができます。
- ④ 自分たちの取り組み状況を他の事業者の取り組み状況と比較することができ、サービスの改善につなげられます。
- ⑤ 運営主体が都道府県であり、公正・公平な条件のもとでの事業所のPRが可能です。

○ケアマネジャーにとってのメリット

- ① 事業所の比較検討を行うのに必要な客観性の高い情報を収集することができます。
- ② 利用者と同じ情報を共有できるので、より利用者のニーズに沿ったケアプランの作成を支援することができます。
- ③ ケアマネジャーはケアプランを作成するだけでなく、事業所のサービスの質に関してもしっかりと管理していく責任があります。事業所の情報を利用者と共有することで、サービスの質について管理することができます。
- ④ ケアマネジメントの過程で利用者と事業者の間で何か問題が発生した場合、利用者とも共有できる客観的な情報をもとに説明することができます。

また、平成26年3月には、当該制度の利用促進を図るため、地域包括支援センター等を通じて、新規の要支援・要介護者を中心にリーフレットを配付しました。

平成27年4月上旬に、平成26年度のデータの確定作業を行いますので、データ変更の必要がある事業所は、平成27年3月27日（金）までに事業所情報を入力し、「提出する」をクリックしてください。

平成27年度の本システムへの情報の入力については別途通知しますので、各事業者においては同報メール等を確認していただき、通知が届き次第必ず入力するようにしてください。

なお、介護サービス情報の公表制度については介護保険法第115条の35第1項により、介護サービス事業者は「介護サービス情報」を知事に報告することが義務付けされており、これに従わない場合は、指定の取消しを含めた行政処分の対象となりうることを申し添えます。

2. 変更届

(1) 変更届の提出が必要な事項

次の項目について変更があるときは、原則 10 日以内に変更届出書を提出してください。

- ① 事業所(施設)の名称
- ② 事業所(施設)の所在地
- ③ 主たる事務所の所在地
- ④ 代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所及び職名
- ⑤ 定款・寄附行為等及びその登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)
- ⑥ 事業所(施設)の建物の構造、専用区画等
- ⑦ 備品(訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業に限る。)
- ⑧ 事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴(介護老人保健施設を除く。)
- ⑨ サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- ⑩ 運営規程
- ⑪ 協力医療機関又は協力歯科医療機関
- ⑫ 事業所の種別
- ⑬ 提供する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類
- ⑭ 事業実施形態(本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型・空床利用型・併設型の別)
- ⑮ 入院患者又は入所者の定員
- ⑯ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制
- ⑰ 福祉用具の保管・消毒方法(委託している場合にあっては、委託先の状況)
- ⑱ 併設施設の状況等
- ⑲ 役員の氏名、生年月日及び住所
- ⑳ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

(2) 提出書類

- ① 変更届出書(第3号様式)
- ② その他必要な添付書類

※(変更届(第3号様式)添付書類一覧)を参照してください。

各種様式等掲載場所「かがわ介護保険情報ネット」

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/kaigo/jigyosya/youshiki/index.html>

3. 介護保険電子メール同報配信システムについて

介護保険等に関する香川県からの情報は、原則、介護保険電子メール同報配信システム(以下「同報メール」という。)で行い、個別に郵送することはありませんので、必ず事業所ごとにメールアドレスの登録をお願いします。

なお、メールの中には特定のサービスに限って配信することもありますので、同一法人で複数のサービス事業所がある場合であっても、必ずサービスごとに登録をお願いいたします。

介護サービス事業者 様
(居宅介護支援事業所除く)

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公印省略)

平成26年度「介護サービス情報の公表」制度の基本情報
及び運営情報の報告について(通知)

日頃から本県の高齢者福祉行政に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成18年4月1日から導入された「介護サービス情報の公表」制度については、平成23年度の法改正において、事業者の負担軽減と利用者にとって分かりやすくするという観点から所要の見直しが行われ、平成24年10月から新たなシステムが運用されているところです。

つきましては、別添のとおり平成26年度「介護サービス情報の公表」制度にかかる報告・調査・情報公表計画」を策定し、本年度の制度を運用することとしましたので、下記により平成26年7月31日(木)までに入力をお願いします。

なお、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の35の規定に基づき、介護サービス事業者においては、「介護サービス情報」を香川県知事に報告することが義務付けられており、これに従わない場合は、指定の取消しを含めた行政処分の対象となることを申し添えます。

また、平成26年3月には、当該制度の利用促進を図るため、地域包括支援センター等を通じて、新規の要支援・要介護者を中心にリーフレットを配付したところであり、当該制度が有効に活用されるよう全ての対象事業所が入力するとともに、適宜、入力情報の更新をお願いします。

記

1 情報の報告

(1) 事業所においては、WEB上の「介護サービス情報報告システム」により報告するものであるが、報告システムには、別紙のページからログインすることができる。

(2) 報告システムを利用する際には、ID及びパスワードが必要となる。これらについては、既に事業所あてに配付済みである。

① IDは事業所番号とする。

- ② パスワードについては、初期パスワードとして配付しており、事業所において、直ちにパスワードを変更すること。
- ③ ID及びパスワードについては、事業所において厳重に管理すること。

(3) 入力方法については、上記1(1)で示しているページにある「・介護サービス情報報告システム 事業所向け操作マニュアル」等を確認の上、入力すること。

なお、平成26年度中にパスワードを配付した事業所については、基本情報のみ入力するよう設定しています。

(4) 提出する手順は以下の通りです。

- ① 調査票メニューの「記入メニュー」ボタンをクリックする。
- ② 「提出までの流れ」にある、「提出する」ボタンをクリックします。なお、入力必須の調査表が未記入の場合、「提出する」ボタンがクリックできません。
- ③ 提出確認画面が表示され、「提出する」ボタンをクリックし、提出完了です。
- ④ 「登録状況確認」の状況欄等が「提出済」となっていることを確認してください。

(5) 報告内容に不備がある場合は、報告内容を差戻ししている場合がある。この場合、「介護サービス情報報告システム」の調査票メニューの「記入メニュー」ボタンをクリックし、「登録状況確認」の状況欄が「差戻し」と表示される。差戻し内容を訂正し再提出をすること。

2 公表事務

県において、報告を受けた内容を受理後、「香川県介護サービス情報公表システム」において公表する。

記入漏れ等がない場合は、報告内容がそのまま公表されることから、事業所において正確に入力すること。

なお、記載内容に変更があった際は、適宜変更すること。

【問い合わせ先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課

在宅サービスグループ

担当 原岡・包末

電話 087-832-3269

26長寿第31852号
平成26年6月27日

居宅介護支援事業所 管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公印省略)

平成26年度「介護サービス情報の公表」制度の基本情報
及び運営情報の報告及び制度の活用について（通知）

日頃から本県の高齢者福祉行政に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成18年4月1日から導入された「介護サービス情報の公表」制度については、平成23年度の法改正において、事業者の負担軽減と利用者にとって分かりやすくするという観点から所要の見直しが行われ、平成24年10月から新たなシステムが運用されているところです。

つきましては、別添のとおり平成26年度「介護サービス情報の公表」制度にかかる報告・調査・情報公表計画」を策定し、本年度の制度を運用することとしましたので、下記により平成26年7月31日（木）までにをお願ひいたします。

さらに、貴事業所の介護支援専門員を通じて、利用者へ当該制度の周知を行うなど、積極的な活用について御協力を願ひします。

なお、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35の規定に基づき、介護サービス事業者においては、「介護サービス情報」を香川県知事に報告することが義務付けられており、これに従わない場合は、指定の取消しを含めた行政処分の対象となることを申し添えます。

また、平成26年3月には、当該制度の利用促進を図るため、地域包括支援センター等を通じて、新規の要支援・要介護者を中心にリーフレットを配付したところであり、当該制度が有効に活用されるよう全ての対象事業所がするとともに、適宜、の更新を願ひします。

記

1 情報の報告

(1) 事業所においては、WEB上の「介護サービス情報報告システム」により報告するものであるが、報告システムには、別紙1のページからログインすることができる。

(2) 報告システムを利用する際には、ID及びパスワードが必要となる。これら

については、既に事業所あてに配付済みである。

- ① IDは事業所番号とする。
- ② パスワードについては、初期パスワードとして配付しており、事業所において、直ちにパスワードを変更すること。
- ③ ID及びパスワードについては、事業所において厳重に管理すること。

(3) 入力方法については、上記1(1)で示しているページにある「・介護サービス情報報告システム 事業所向け操作マニュアル」等を確認の上、入力すること。

なお、平成26年度中にパスワードを配付した事業所については、基本情報のみ入力するよう設定しています。

(4) 提出する手順は以下の通りです。

- ① 調査票メニューの「記入メニュー」ボタンをクリックする。
- ② 「提出までの流れ」にある、「提出する」ボタンをクリックします。なお、入力必須の調査表が未記入の場合、「提出する」ボタンがクリックできません。
- ③ 提出確認画面が表示され、「提出する」ボタンをクリックし、提出完了です。
- ④ 「登録状況確認」の状況欄等が「提出済」となっていることを確認してください。

(5) 報告内容に不備がある場合は、報告内容を差戻ししている場合がある。この場合、「介護サービス情報報告システム」の調査票メニューの「記入メニュー」ボタンをクリックし、「登録状況確認」の状況欄が「差戻し」と表示される。差戻し内容を訂正し再提出をすること。

2 公表事務

県において、報告を受けた内容を受理後、「香川県介護サービス情報公表システム」において公表する。

記入漏れ等がない場合は、報告内容がそのまま公表されることから、事業所において正確に入力すること。

なお、記載内容に変更があった際は、適宜変更すること。

3 「介護サービス情報の公表」制度の活用促進

本文中にもあるように、平成26年度から「介護サービス情報の公表」制度利用促進のリーフレットを作成し、新規の要支援・要介護認定者（新規利用者）を中心に配付するとともに、ホームページでも公開している（掲載ホームページアドレスは、別紙2のとおり）。

指定居宅介護支援の事業は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」にもあるとおり、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでな

ければならないことから、利用者への当該制度の周知とともに、貴事業所の介護支援専門員が事業所情報を確認する際の積極的な活用をお願いします。

なお、当該制度を積極的に活用する利点として次のようなことが考えられます。

- ① 事業所の比較検討を行うのに必要な客観性の高い情報を収集することができます。
- ② 利用者と同じ情報を共有できるので、より利用者のニーズに沿ったケアプランの作成を支援することができます。
- ③ ケアマネジメントの過程で利用者事業者の間で何か問題が発生した場合、利用者と共有できる客観的な情報をもとに説明することができます。

【問い合わせ先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課

在宅サービスグループ

担当 原岡・包末

電話 087-832-3269

介護サービス情報の公表システム

(介護サービス事業者入力ページ)

かがわ
介護保険
情報ネット

同報システム
メンバー登録
介護保険事業者等向け情報配信

制度のあらまし 香川県高齢者保健福祉計画 介護保険の実施状況 事業者支援情報 ケアマネジャー支援情報
香川県地域ケア体制整備構想 かがわの認知症高齢者支援サイト

News

[26/02/28] [\[事業者支援情報\]-\[通知\]-\[国からの通知\]-\[介護給付・介護報酬など\]](#)を更新しました。 **new**
■ 通知文 [[PDF形式 68KB](#)]
■ 別紙1 及び別紙2 [[PDF形式 135KB](#)]

[26/02/26] [\[事業者支援情報\]-\[リスクマネジメント\]-\[感染症情報\]](#)を更新しました。

介護保険最新情報
介護員養成研修
福祉用具専門相談員
介護保険担当窓口一覧
香川県介護サービス情報
介護サービス情報報告システム
療養病床の再編成

クリック

介護サービス情報報告システム ログイン - Windows Internet Explorer

https://www.kaigokensaku.jp/houkoku/37/

香川県 介護サービス情報報告システム

ログイン

ID パスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

ID

パスワード

サービス名

※ 予防サービスのみ単独で報告対象となっている事業所の場合も、「サービス名」は同種の介護サービスを選択してログインしてください。

ログイン

このページのトップへ

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

ID、パスワードを入力し、サービスを選択してログイン

介護サービス情報の公表システム

(利用者等向けページ)



- 10/27/28] [\[事業者支援情報\]-\[通知\]-\[国からの通知\]-\[介護給付・介護報酬など\]](#)を更新しました。**new**
 - 通知文 [PDF形式 68KB]
 - 別紙1 及び別紙2 [PDF形式 135KB]
- 10/27/26] [\[事業者支援情報\]-\[リスクマネジメント\]-\[感染症情報\]](#)を更新しました。

- 介護保険最新情報
- 介護員養成研修
- 福祉用具専門相談員
- 介護保険担当窓口一覧
- 香川県介護サービス情報
- 介護サービス情報報告システム
- 療養病床の再編成



介護サービス情報の公表制度の公表制度の現状把握及び今後の利活用方策に関する検討会（報告書概要） H26.3 参考

○ 本検討会の目的
 介護サービス情報の公表制度（以下、「情報公表制度」という。）の現状と課題を把握するとともに、2025年を目途とした地域包括ケアシステム構築へ向けた取組の推進に向けて、今後の情報公表制度の利活用方策について検討を行う。

1. 地域包括ケアシステム構築に向けた施策との連動

○ 地域包括ケアシステムの実現を情報提供の面から推進するため、介護サービスとともに、他の多様な地域資源の情報とを一元化し、介護サービス情報公表システムを活用して、地域包括ケアシステムに関連する情報を一体的に発信すべき

2. 利用者のサービス選択支援に向けた取組の推進

○ 本制度がより利用者の介護サービス選択を支援できる制度となるため、前回の制度改正で都道府県の載量で公表を行うことのできる情報が追加されたことや、関連する他施策の動向等を踏まえ、利用者のサービス選択を支援する情報の充実や提供方法の改善を図るべき

※その他、提供されるサービスの透明性確保の観点から、情報公表制度を活用して法定外の宿泊サービスの情報を公表

3. 情報公表制度の利活用を促進

○ 国民の求める情報や介護等が必要となる利用者層は、時代とともに変化し入れ替わっていくことを踏まえ、現役世代を含めた制度の継続的な普及・啓発と情報公表システムの定期的な見直しを行っていくべき

これらの方向性に沿った見直しを実施することで、

⇒地域包括ケアシステムに関連する地域資源を一元的に映し出しながら情報提供
 ⇒事業所の情報発信機能を強化するとともにサービス選択に資する情報を充実させることで、国民の適切なサービスの選択を促進

方向性

- 高齢者の総合相談から介護サービス等の利用の起点となる地域包括支援センターの情報を追加
- 高齢者の在宅生活を支える生活支援や社会参加に関する情報を追加

方向性

- 利用者のための情報の「見える化」の支援
 - ・ サービス選択を支援する機能の充実（事業所の特色の充実、比較・検討するための情報提供方法の改善等）
 - ・ 従業者に関する情報提供の円滑な実施
 - ・ キャリア段位等、事業所の主体的な取組に関する情報の充実

方向性

- 継続的な普及・啓発の推進
 - ・ サービス利用手続の中で行う効果的な普及・啓発
 - ・ 病院待合室や市役所窓口等で行う高齢世代になる前からの普及・啓発
 - ・ 地域包括支援センターにおける情報公表システムの利用支援
- 時代のニーズに応じたシステムの構築
 - ・ 情報の見せ方・可視化の工夫
 - ・ 情報の入口（概要情報）の工夫、スマートフォンを活用、画像・グラフ・チャートの活用等

今後の介護サービス情報公表制度の活用の方角性

参考

地域包括ケアシステム構築に向けた施策との連動

- 高齢者の総合相談から介護サービス等の利用の起点となる地域包括支援センターの情報を追加
- 高齢者の在宅生活を支える生活支援や社会参加に関する情報を追加

利用者のサービス選択支援に向けた取組の推進

- 利用者のための情報の「見える化」の支援
 - ・ サービス選択を支援する機能の充実
 - ・ 従業者に提供する情報提供の円滑な実施
 - ・ キャリアアセスメント等、事業所の主体的な取組に関する情報の充実

情報公表制度の利用を促進

- 時代とともに介護等を必要とする世代は入れ替わっていくことから、
- 現役世代を含めた継続的な普及・啓発の推進
 - 時代のニーズに対応したシステムとなるよう定期的に改善

⇒ 地域包括ケアシステムに関連する地域資源を一元的に映し出しながら情報提供

⇒ 事業所の情報発信機能を強化するとともにサービス選択に資する情報を充実させることで、国民の適切なサービスの選択を促進

(制度の主な利用者)

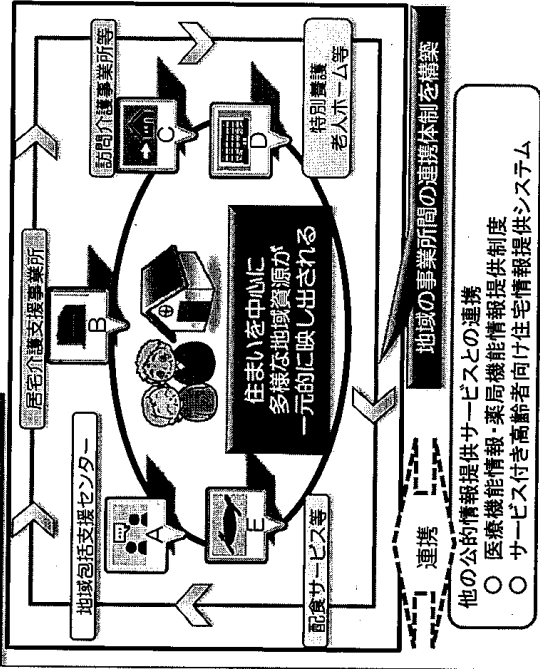
- 国民
- 介護サービス事業所・施設
- 地域包括支援センター・介護支援専門員
- 自治体

<見直しにより目指す効果>

- 介護サービス以外の地域資源に関する情報の充実により、住み慣れた地域で在宅生活を続けるために必要な情報を一体的に取得・活用
- 比較・検討するための情報の充実等を通じて、より自分にふさわしいサービスを自らから選択
- 事業所の運営理念やサービス提供に向けた独自の取組等の情報発信機能を積極的に活用し、利用者のサービス選択を支援
- 従業者に関する情報発信に主体的に取り組むことにより、雇用管理の取組を促進。サービスの質の向上と人材確保にも寄与
- 多様な主体が提供する生活支援等のサービスが一元的に把握できるため、総合相談やケアマネジメン等で活用
- 多様な地域資源の整備状況を「見える化」し、一体的に把握できるため、地域包括ケアシステムの構築へ向けた取組をさらに推進するとともに、地域の事業所間の連携体制を構築

情報公表システム

<今後の掲載イメージ>



介護サービス情報公表システム改修のスケジュール（現時点の予定） 参考

※「見やすさ等の改善」や制度改正にも対応していくため、段階的にシステム改修を実施していく。
平成26年10月及び平成27年3月においては、「見やすさ等の改善」を実施。

	平成26年 10月	平成27年 3月	平成27年 7月	平成27年 10月	平成28年度 以降
改修事項	公表画面等機能改善 (見やすさ等の改善)	公表画面等機能改善 (見やすさ等の改善)	制度改正の対応 (※)	制度改正の対応 (※)	地方分権改革 への対応
具体的な項目	<ul style="list-style-type: none"> ○比較機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・比較出来る件数を これまでの3件か ら30件まで拡充 等 ○検索機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・住まいからの検索 を新設 等 ○全体を通じた公表画 面の見やすさ等を改 善 	<ul style="list-style-type: none"> ○スマートフォンアプ リの開発 (GPS(位置情報) の活用による簡易検 索等が可能に) 	<ul style="list-style-type: none"> ○従業者に関する 情報の追加 (キャリアア段位 に関する取組情 報を含む) ○通所介護の情報 に宿泊サービス の情報を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援セ ンター及び生活 支援サービスの 公表 (市町村がシステ ムを活用) 	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県が公 表している介 護サービス事 業所情報の公 表・調査等の 事務を指定都 市に委譲(2 8年度中に改 修を行い、2 9年度を目的 に稼働を予 定)

※制度改正への対応に係る具体的な項目については、現在検討中。

事 務 連 絡

各介護保険指定事業者 様

香川県長寿社会対策課
在宅サービスグループ

介護保険電子メール同報配信システムに係る メールアドレスの登録について

平素は、本県高齢者福祉行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県においては、即時に情報を伝達し、事務の簡素化を図るため、メールアドレスを登録した事業所に対して、「介護保険電子メール同報配信システム」にて電子メールを活用した介護保険等に関する情報提供や説明会の開催案内等を配信しております。

つきましては、同システム趣旨をご理解のうえ、メールアドレスを登録いただきますよう、よろしくお願ひします。なお、今後県からの連絡は同システムのみとなります。（郵送等による通知は原則行いません。）また、登録のできない場合は別途対応いたしますので下記連絡先まで連絡してください。

記

1. 登録・登録解除方法等

登録、登録解除は「かがわ介護保険情報ネット」にて行います。

かがわ介護保険情報ネット：<https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/kaigo/>

登録・解除画面：<https://www.kagawa-kaigo-douhou.jp/entry/>

2. 注意事項

- ・メールアドレスの登録は事業所番号のある各事業所毎に3つ以内とします。
- ・事業所等からの県長寿社会対策課への質問等は、本システムにより配信された電子メールに返信せず、従来どおり電話、FAXによりお願いします。

3. 連絡先

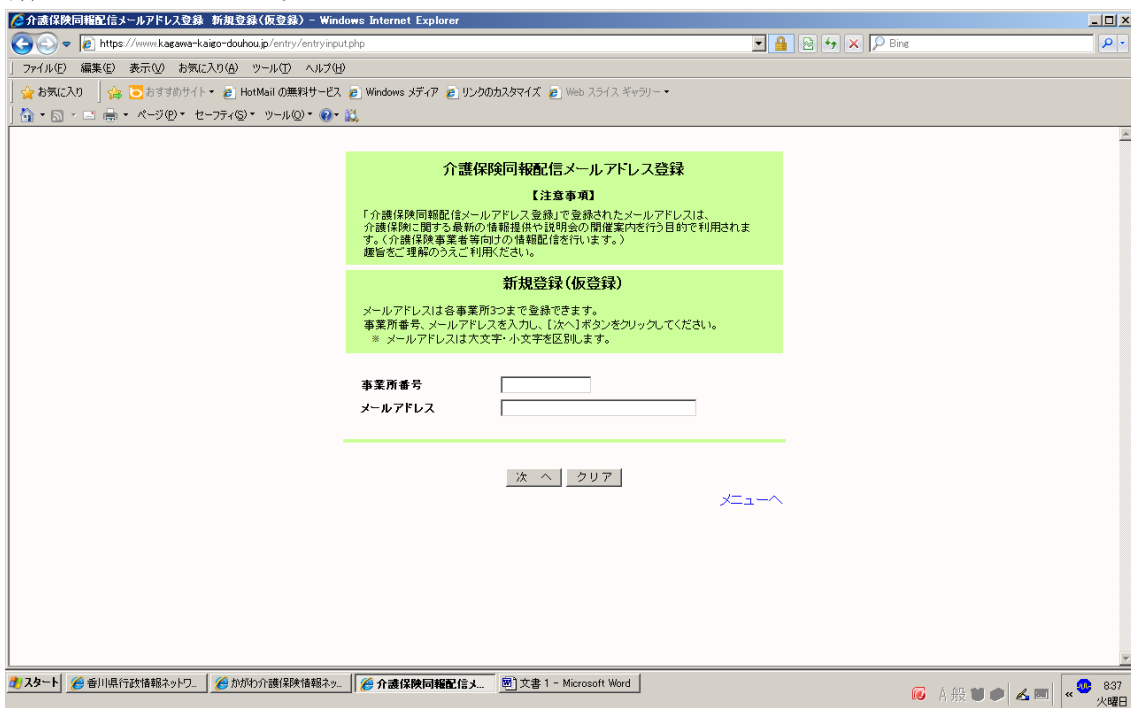
香川県長寿社会対策課 在宅サービスグループ 原岡・包末

TEL :087-832-3269 FAX:087-806-0206

かがわ介護保険情報ネットのトップページから「同報システムメンバー登録」をクリックします。



メニューの新規登録を選び、新規登録(仮登録)に事業所番号とメールアドレスを入力し、次へをクリックします。



仮登録により、確認メールが配信されますので、本登録をしてください。
これによりメンバー登録は完了です。
※複数の事業所がある場合は、必ずそれぞれの事業所番号で登録をお願いします。

変更届（第3号様式）添付書類一覧

	変更内容	添付書類
1	事業所（施設）の名称	運営規程 等
2	事業所（施設）の所在地	変更後の平面図、変更前の平面図、位置図、 <u>土地の公図</u> 、 <u>土地及び建物の登記事項証明書</u> 、 <u>賃貸借契約書</u> 等（写真が必要な場合もあります。）
3	主たる事務所の所在地	<u>定款又は寄附行為</u> （定款又は寄附行為の記載に変更がある場合）、 <u>登記事項証明書</u> 等（登記事項証明書は間に合わなければ後送可）
4	代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名	<u>定款又は寄附行為</u> （定款又は寄附行為の記載に変更がある場合）、 <u>登記事項証明書</u> 等（登記事項証明書は間に合わなければ後送可）
5	定款・寄附行為等及びその登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）	<u>変更に係る定款又は寄附行為</u> 、 <u>登記事項証明書</u> 等
6	事業所（施設）の建物の構造、専用区画等	変更後の平面図、変更前の平面図、構造図 等
7	備品（訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業に限る。）	事業所の設備等に関する項目一覧表
8	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	（管理者） <u>経歴書</u> 、 <u>勤務形態一覧表</u> 、 <u>雇用関係書類</u> （ <u>雇用契約書又は辞令等</u> ）、 <u>誓約書</u> 、 <u>役員名簿</u> （管理者の記載・印のみで良い）
9	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	（サービス提供責任者） <u>経歴書</u> 、 <u>勤務形態一覧表</u> 、 <u>雇用関係書類</u> （ <u>雇用契約書又は辞令等</u> ）、2級の人は3年以上の実務証明書、介護給付費請求書の写し（前3月分）
10	運営規程	新しい運営規程全体 古い運営規程（新旧対照表等により明確に変更点が記載されていれば省略可） ○居宅サービスの従業者の員数のみの変更については、変更届の提出を省略できる場合があります。（詳細は、平成27年3月2日付け26長寿第73613号長寿社会対策課長通知をご覧ください。）なお、変更届の添付書類は、 <u>雇用関係書類</u> （ <u>雇用契約書又は辞令等</u> ）、資格証、 <u>勤務形態一覧表</u> です。
11	協力医療機関又は協力歯科医療機関	協力医療機関等との協定書等の写し
12	事業所の種別	種別を変更したことが確認できる書類

13	提供する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類	種別を変更したことが確認できる書類
14	事業実施形態（本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型・空床利用型・併設型の別）	・ 指定に係る記載事項（該当サービスの付表） ・ 事業実施形態を変更したことが分かる書類
15	入院患者又は入所者の定員	・ 運営規程 ・ 変更後の施設平面図、変更前の施設平面図
16	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制	
17	福祉用具の保管・消毒方法（委託している場合にあつては、委託先の状況）	委託契約書、標準作業書
18	併設施設の状況等	併設する施設の概要の分かるパンフレット等
19	役員の氏名、生年月日及び住所	<u>役員名簿、役員の変更が確認できる書類（議事録又は登記事項証明書）、誓約書</u>
20	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	資格証（顔写真入り）、 <u>介護支援専門員一覧、勤務形態一覧表、雇用関係書類（雇用契約書又は辞令等）</u>
この他、必要と判断した書類があれば別途提出を求めることがあります。		

* 下線は、県で様式があるもの

* 波線は、写しの場合、原本証明が必要なもの

各指定（介護予防）居宅サービス事業所 管理者 様
（高松市内に住所を有する事業者を除く）

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
（ 公 印 省 略 ）

指定（介護予防）居宅サービス事業所等に係る変更届の取り扱いについて

標記について、介護保険法第75条第1項及び第115条の5第1項の規定に基づき、厚生労働省令で定める事項に変更が生じた場合には、変更後10日以内に変更届を提出することとなっていますが、**「運営規程」における従業者の員数のみの変更**について、次のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

- 1 対象サービス （介護予防）訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売
- 2 内容
 - (1) 4月1日時点の従業者の員数が、前年4月1日の従業者の配置状況と比較して増減があり、下記（2）の条件を全て満たす場合は、4月1日の配置状況を4月末までに提出してください。この場合は、上記以外の時期に従業者の員数に係る変更届の提出の必要はありません。
 - (2) 条件
 - ① 管理者の変更でないこと。
 - ② サービス提供責任者（訪問介護）の変更でないこと。
 - ③ 介護保険法第70条の2又は第115条の11に基づく指定の更新を受けるものでないこと。
 - ④ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予

防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）に定める人員基準を満たしていること。

⑤ 従業者の員数の変更により、介護報酬算定体制に変更（加算、減算）がないこと。

⑥ 制度改正等により従業者に係る保有資格の確認が必要な場合や指導監査の改善報告等により県が変更届の提出を求めていること。

3 適用日 平成27年 4月 1日

ただし、平成27年4月1日に、前回提出の内容から従業者の員数に変更があった場合は、従前どおり変更届を提出してください。

4 留意事項 (1) 運営規程の記載について

運営規程については、従業者の員数の変更の都度記載を修正してください。（変更届の提出は年1回ですが、運営規程はその都度修正が必要です。）

(2) 新規事業者の取り扱い

新規事業者の指定の翌年度については、上記2（1）の「前年4月1日の従業者の配置状況」を「指定年月日の従業者の配置状況」と読み替えるものとします。

(3) 管理者又はサービス提供責任者（訪問介護）に変更が生じた場合の取り扱い

管理者又はサービス提供責任者の変更が生じた場合は、従来どおり、変更届の提出が必要です。その際に、直近の県への届出内容から従業者の員数に変更が生じている場合には、従来どおり、必要書類を添付してください。この場合には、上記2（1）の「前年4月1日の従業者の配置状況」を「管理者又はサービス提供責任者の変更年月日」と読み替えるものとします。

(4) 指定の更新を受ける場合の取り扱い

指定の更新を受ける場合には、直近の県への届出内容から従業者の員数に変更が生じている場合には、従来どおり、変更届の提出が必要です。

香川県健康福祉部長寿社会対策課
在宅サービスグループ
TEL 087-832-3269
FAX 087-806-0206

各指定（介護予防）居宅サービス事業所 管理者 様
（高松市内に住所を有する事業所を除く）

香川県健康福祉部長寿社会対策課
在宅サービスグループ

指定（介護予防）居宅サービス事業所に係る変更届の留意事項について

標記については、平成27年 3月 2日付け26長寿第73613号にて、お知らせしているところですが、運用に当たっては、下記の点に留意ください。

記

- (1) 下記の参考例の場合は、管理者の変更が1回、従業者の員数の変更が3回あるが、県への届出は、平成26年10月1日及び平成27年4月1日のみで可。
- (2) 下記の参考例の場合に、変更届に添付する書類は、次のとおり。
 - ① 平成26年10月1日分
 - ・管理者の変更に伴う必要書類（管理者経歴書、勤務形態一覧表[平成26年10月分]、誓約書、役員名簿、管理者の雇用契約書（又は辞令）の写し【原本証明要】、資格者証の写し）
 - ・従業者の員数変更に伴う必要書類（勤務形態一覧表[平成26年10月分]、従業者の雇用契約書（又は辞令）の写し【原本証明要】、資格者証の写し）
 - ※従業者の雇用契約書（又は辞令）の写し及び資格者証の写しについては、平成26年4月1日から変更があった従業者のもののみで可。下記の参考事例の場合には、2名（F、G）が変更になっているので、当該従業者のものを添付する。
 - ※変更届に添付する必要のない従業者の雇用契約書（又は辞令）及び資格者証の写しについても、事業所において、保管しておくこと。下記の参考事例の場合、1名（E）については、変更届に添付する必要はないが、事業所において保管しておくこと。
 - ② 平成27年4月1日分
 - ・従業者の員数変更に伴う必要書類（上記（2）①と同じ。勤務形態一覧表は平成27年4月分を添付すること。）
 - ※従業者の雇用契約書（又は辞令）の写し及び資格者証の写しについては、平成26年10月1日から変更があった従業者のもののみで可。下記の参考事例の場合には、1名（I）が変更になっているので、当該従業者のものを添付する。1名（H）については、変更届に添付する必要はないが、事業所において保管しておくこと。
- (3) 変更届の「変更の内容」欄中、「変更前」欄には、県への直近の届出内容を記載すること。
 - ① 平成26年10月1日分

下記の参考例の場合には、「変更前」欄に、「管理者 A」、「従業者の員数変更 訪問介護員等 2 級課程修了者 3 名」と記載し、「変更後」欄に、「管理者 J」、「従業者の員数変更 訪問介護員等 2 級課程修了者 5 名」と記載すること。

② 平成 27 年 4 月 1 日分

下記の参考例の場合には、「変更前」欄に、「従業者の員数変更 訪問介護員等 2 級課程修了者 5 名」と記載し、「変更後」欄に、「従業者の員数変更 訪問介護員等 2 級課程終了者 6 名」と記載すること。

(4) 下記の参考例の場合には、変更届の「変更年月日」欄には、平成 26 年 10 月 1 日に係るものについては、「平成 26 年 10 月 1 日」、平成 27 年 4 月 1 日に係るものについては、「平成 27 年 4 月 1 日」と記載すること。

(5) 運営規程は、従業者の員数に変更になる都度、事業所において変更を行っておくこと。その場合、運営規程の「附則」欄に変更日の履歴を記載しておくこと。

【参考例】 平成 26 年 4 月 1 日時点での変更届を県に提出しており、管理者が平成 26 年 10 月 1 日に変更し、訪問介護員等の員数が複数回変更となる場合

平成 26 年 4 月 1 日	管理者 A	訪問介護員等	2 級課程修了者	3 名 (B、C、D)
平成 26 年 7 月 1 日	管理者 A	訪問介護員等	2 級課程修了者	4 名 (B、C、D、 <u>E</u>)
平成 26 年 10 月 1 日	管理者 J	訪問介護員等	2 級課程修了者	5 名 (B、C、D、 <u>F、G</u>)
平成 26 年 11 月 1 日	管理者 J	訪問介護員等	2 級課程修了者	6 名 (B、C、D、 <u>F、G、H</u>)
平成 27 年 4 月 1 日	管理者 J	訪問介護員等	2 級課程修了者	6 名 (B、C、D、 <u>F、G、I</u>)

※参考例に掲げる内容の変更が生じた場合の運営規程附則の記載例

この運営規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

平成 2 7 年 3 月 5 日

介護保険サービス事業所
(居宅介護支援事業所を除く)

管理者 様

高松市健康福祉局長寿福祉部
介護保険課相談指導係

介護保険サービス事業所(居宅介護支援事業所を除く。)に係る
変更届の取り扱いについて

標記について、介護保険法第75条第1項、第78条の5第1項、第89条、第99条第1項、第115条の5第1項及び第115条の15第1項の規定に基づき、厚生労働省令で定める事項に変更が生じた場合には、変更後10日以内に変更届を提出することとなっておりますが、**「運営規程」における従業者の員数のみの変更**について、次のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

- 1 内容 (1) 4月1日時点の従業者の員数が、前年4月1日の従業者の配置状況と比較して増減があり、下記(2)の条件を全て満たす場合は、4月1日の配置状況を4月末までに提出してください。この場合は、上記以外の時期に従業者の員数に係る変更届の提出の必要はありません。
(2) 条件
 - ① 管理者の変更でないこと。
 - ② サービス提供責任者(訪問介護)の変更でないこと。
 - ③ 介護保険法に基づく指定の更新を受けるものでないこと。
 - ④ 人員基準等に係る減算がないこと。
 - ⑤ 介護報酬算定体制に変更(加算、減算)がないこと。
 - ⑥ 制度改正等により従業者に係る保有資格の確認が必要な場合や指導監査の改善報告等により市が変更届の提出を求めていること。
- 2 適用日 平成27年 4月 1日

ただし、平成27年4月1日に、前回提出の内容から従業者の員数に変更があった場合は、従前どおり変更届を提出してください。

3 留意事項

(1) 運営規程の記載について

運営規程については、従業者の員数の変更の都度記載を修正してください。(市への提出は年1回ですが、運営規程はその都度修正が必要です。)

(2) 新規事業者の取り扱い

新規事業者の指定の翌年度については、上記1(1)の「前年4月1日の従業者の配置状況」を「指定年月日の従業者の配置状況」と読み替えるものとします。

(3) 管理者又はサービス提供責任者(訪問介護)に変更が生じた場合の取り扱い

管理者又はサービス提供責任者の変更が生じた場合は、従来どおり、変更届の提出が必要です。その際に、直近の市への届出内容から従業者の員数に変更が生じている場合には、従来どおり、必要書類を添付してください。この場合には、上記1(1)の「前年4月1日の従業者の配置状況」を「管理者又はサービス提供責任者の変更年月日」と読み替えるものとします。

(4) 指定の更新を受ける場合の取り扱い

指定の更新を受ける場合には、直近の市への届出内容から従業者の員数に変更が生じている場合には、変更届の提出が必要です。

高松市健康福祉局長寿福祉部

介護保険課相談指導係

TEL 087-839-2326

FAX 087-839-2337